

事 務 連 絡  
平成 30 年 3 月 27 日

都道府県民生主管部（局）  
介護保険主管課（部） 御中

厚生労働省老健局介護保険計画課  
老人保健課

介護保険事務処理システム変更に係る参考資料の送付について（その6）

介護保険制度の円滑な運営につきまして、平素よりご理解とご尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

介護保険事務処理システム変更に係る参考資料については、「介護保険事務処理システム変更に係る参考資料の送付について（その5）」として、平成30年3月6日付事務連絡により送付したところですが、現時点で考えられる事項を事務的に整理し、資料の追加等を行いましたので、別添のとおり送付いたします。

つきましては、介護保険事務処理システム改修の参考としていただきますよう、貴管内市町村等の関係する担当者へ周知するとともに、システム改修の漏れ等が生じることのないよう特段のご配慮をよろしくお願いします。

なお、本参考資料につきましては、後日、WAMNETに掲載する予定であることを申し添えます。

<照会先> 電話03-5253-1111（代）

【介護報酬改定関係】

老人保健課 水村、豊田（内線 3949）

【インタフェース関係】

介護保険計画課 松田、長尾（内線2166）

## <添付資料>

本事務連絡には、前回事務連絡（平成30年3月6日付）から変更のあった資料及び追加のあった資料を添付している。（資料名が網掛けのもの）

### I 介護報酬改定関係資料

資料 1 介護報酬の算定構造のイメージ（案）  
（変更なし）

※赤字は現行からの追加・変更箇所

資料 2 介護給付費単位数等サービスコード表（案）  
（変更なし）

資料 3 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準、指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準、指定介護予防支援に要する費用の額の算定に関する基準、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う介護給付費算定に係る体制等に関する届出等における留意点について（平成12年3月8日老企第41号）の一部改正（案）  
（一部変更）

※赤字は現行からの追加・変更箇所

資料 4 特定診療費・特別療養費・特別診療費算定に必要な事業所届出項目（案）  
（変更なし）

資料 5 地域区分の見直しについて  
（変更なし）

資料 6 留意事項について  
（一部変更）

資料 7 介護給付費請求書等の記載要領について（平成13年11月16日老老発第31号）の一部改正  
（一部変更）

資料 8 事業所番号の考え方について  
（変更なし）

資料 9 月額包括報酬の日割り請求にかかる適用について  
（変更なし）

### II 三割負担関係

資料 1 三割負担適用期間の考え方について  
（変更なし）

資料 2 介護予防・日常生活支援総合事業におけるサービス種類の考え方について  
（変更なし）

### III 介護給付費請求書・明細書及びインタフェース関係

資料 1 サービス種類コード一覧  
（変更なし）

- 資料 2 介護給付費請求書・明細書及び給付管理票様式体系一覧  
(変更なし)
- 資料 3 介護給付費請求書・明細書様式  
(変更なし)
- 資料 4 介護給付費請求書・明細書及び給付管理票記載例  
(変更なし)
- 資料 5 国保連合会とのインタフェースの変更点について  
(インタフェース全体版を追加)
- 資料 6 受給者異動連絡票の設定内容について  
(変更なし)
- 資料 7 平成30年度制度改正受給者異動連絡票作成パターン  
(変更なし)
- 資料 8 サービス種類と適用可能公費の関係  
(変更なし)

#### IV 高額介護（予防）サービス費関係

- 資料 1 年間高額介護（予防）サービス費の概要について  
(変更なし)
- 資料 2 年間高額対象者と見込まれる被保険者の抽出について  
(変更なし)
- 資料 3 年間高額介護（予防）サービス費給付実績交換情報作成パターン  
(変更なし)